

国立大学法人東京外国語大学における 履修証明プログラムに関する規程

〔平成 31 年 3 月 19 日〕
規 則 第 63 号

改正 令和 6 年 3 月 26 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 164 条の規定に基づき、東京外国語大学（以下「本学」という。）における履修証明プログラムの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(編成等)

第 2 条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成し、その総時間数は六十時間以上とする

2 履修証明プログラムにおける講習又は授業の方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）又は大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の定めるところによる。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目は、本学の教員が担当するものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、本学の職員又は学外の有識者に委嘱することができる。

(実施)

第 3 条 履修証明プログラムは、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日制定）第 15 条、第 16 条及び第 18 条に定めるものが、単独で、又は共同して実施する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、実施のための組織を編成し課程を実施することができる。

3 本学で実施する履修証明プログラムは、別表に掲げるものとする。

(履修資格)

第 4 条 履修証明プログラムを履修することができる者は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和 52 年 4 月 1 日制定）第 11 条に規定する本学への入学資格を有するものとする。

(受講料)

第 5 条 履修証明プログラムの受講料は、別に定める。

(修了要件及び認定)

第 6 条 履修証明プログラムの修了要件は、第 3 条第 1 項または第 2 項に定めるものが、プログラムごとに定める。

2 履修証明プログラムの修了認定は、当該課程の修了要件を満たした者について、学長が行う。

(履修証明書)

第7条 履修証明プログラムを修了した者には、別記様式1の履修証明書を交付する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

プログラムの名称	開始時期	時間及び科目	備考
司法通訳養成講座	平成31年4月	90時間、4科目	青山学院大学において実施される同名の履修証明プログラムと同時に終了した者に対し、別途本学学長、青山学院大学学長連盟の修了証書を交付する。

履 修 証 明 書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第 105 条の規定に基づき、本学所定の下記
のプログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

東京外国語大学長 氏 名 印